

事業計画

◎ 基本方針

少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、単身高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家庭内の見守りや介護機能の低下、生活困窮、虐待、ひきこもり、災害時支援など地域における生活課題は、複雑化、深刻化している。

こうした状況を受けて、住み慣れた地域で課題を抱える人々を包括的に支える仕組みづくりとして、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据え、医療、介護、予防、生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みや、生活困窮者自立支援制度などがスタートしている。

また、社会福祉法人制度改正では、組織経営のガバナンス強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化、地域における公益的な取り組み実施の責務等、法人運営体制の整備が求められている。

社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会は、今日的な地域福祉の課題を踏まえると同時に、現在の活動が地域住民の抱える生活課題の解決に繋がっているかどうかを常に分析を行い、地域住民のニーズを的確に把握しながら、住民参加・協働による福祉社会の実現、地域に根ざした総合的な支援体制の実現に向けて、地域福祉を推進していく。

そのために、厳しい財政状況下ではあるが、行政と地域の生活課題の共有化を図り、行政をはじめ、地区社協、自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉施設等の関係団体との連携を、これまで以上に深めながら、新たな事業の取り組みを行っていく。

また、共同募金などの民間財源の活用や既存事業の見直し、改善を通じた独自事業の取り組みなど、「人から人へ心つながる共生都市くまがや ～一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる福祉のまち～」を目指して、地域福祉活動の推進団体として、社会の動向を捉えた柔軟かつ効率的な事業展開ができるよう、活動の積極的な広報啓発に取り組んでいくとともに、法人制度改革への対応を積極的に行いながら、より一層の公益性・公共性のもてる社会福祉協議会の運営に努める。

◎ 基本目標

次に掲げる4つを基本目標とし、「第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」に基づいた地域福祉を推進していく。

1 市民参加による地域福祉の推進

- 2 地域ネットワークによる支え合いの構築
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進
- 4 安全で安心できる生活環境の実現

◎ 事業計画

1 会務の運営

- (1) 理事会・評議員会等を通じて法人の適正な運営に努める
- (2) 地区社協組織及び活動体制の整備を図る
- (3) 会員制度の充実、会員の増強を図り、自主財源の確保に努める
- (4) 第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画に基づいて事業を展開していく

2 福祉事業の推進

(1) 高齢者福祉関係

- ① 介護保険法における居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供
- ② 単身高齢者等への見守り活動である地域ネットワーク友愛事業(訪問、電話、通信、交流会)の実施
- ③ 単身、または日中独居の高齢者等を対象とするふれあい弁当サービス事業の実施
- ④ 単身高齢者を対象とする敬老修繕サービスの実施
- ⑤ ふれあい・いきいきサロン事業(高齢者)の実施
- ⑥ 単身高齢者近隣見守り協力員支援事業の実施
- ⑦ うちわ祭観覧事業(ウェルフェア・エリア設置事業)への協賛

(2) 児童福祉関係

- ① 社会福祉への理解と関心を高めるため、小・中・高校等を社会福祉協力校として指定
- ② 小・中学校での総合的学習の支援(福祉体験教室の開催等)
- ③ ふれあい里親事業の実施(夏期及び正月)
- ④ ふれあい・いきいきサロン(子育て)の実施
- ⑤ 敬老ポスターコンクール事業の実施

- ⑥ 子育て応援相談事業の実施
- ⑦ 福祉の心を育む交流事業の実施

(3) 障害（児）者福祉関係

- ① 障害者総合支援法によるヘルパーの派遣
- ② 障害（児）者団体活動への支援
- ③ 視覚障害者のための音訳事業の実施

(4) 在宅福祉関係

- ① 高齢者・障害（児）者への支援のため、紙おむつ給付事業の実施
- ② 高齢者・障害者、父子・母子家庭等の福祉を増進するため、くまがや在宅福祉家事援助サービス事業の実施
- ③ ねたきり高齢者・障害者の福祉を増進のため、リフト付自動車の運行による在宅福祉移送サービス事業の実施
- ④ 車いす等の福祉用具の貸出し

(5) 生活福祉関係

- ① 熊谷市福祉資金の貸付け事業の実施
- ② 埼玉県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付事業の窓口業務
- ③ 埼玉県日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の実施
- ④ 熊谷市善意銀行の運営
- ⑤ 帰郷旅費の支給
- ⑥ 彩の国あんしんセーフティネット事業の実施

(6) 共同募金関係

- ① 赤い羽根共同募金運動の啓発・推進
- ② 地域歳末たすけあい募金運動の啓発・推進

(7) 歳末福祉関係

- ① ねたきり高齢者、障害児等に対し、歳末たすけあい慰問金交付事業の実施
- ② 歳末ホームクリーニングサービス事業の実施

(8) その他

- ① 思い出のランドセルギフト事業の実施
- ② 不要入れ歯のリサイクル事業の実施
- ③ ペットキャップの回収事業の実施

3 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティア活動拠点として、ボランティアセンター機能の充実
- (2) ボランティアの育成及び活動推進を図るため、ボランティア養成講座等を開催
- (3) 彩の国ボランティア体験プログラムの実施（夏のボランティア体験事業）
- (4) ボランティアに対する理解と啓発を図るため、ボランティア情報を発信
- (5) ボランティア連絡会及びボランティアグループに対する支援
- (6) 災害ボランティアの育成と災害ボランティアセンターの運営

4 公益事業

大里広域市町村圏組合からの受託事業

- ① 地域支援事業（生活支援コーディネーター設置業務）の実施

5 収益事業

葬斎施設の利用者への利便を図るため、葬斎施設メモリアル彩雲内での売店運営

6 市からの指定管理事業・受託事業

(1) 指定管理事業

- ① 熊谷市立コミュニティセンターの管理運営
- ② 老人福祉センター（上之荘・別府荘・ひかわ荘・江南荘）の管理運営
- ③ 熊谷市立箱田高齢者・児童ふれあいセンターの管理運営

(2) 受託事業

- ① 熊谷ふれあい広場事業の実施
- ② 手話通訳派遣事業の実施
- ③ ファミリー・サポート・センター事業の実施

7 埼玉県社会福祉協議会からの受託事業

- ① 埼玉県日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の実施

② 生活福祉資金貸付事業の窓口業務

8 広報等の充実

- (1) 「社協だより」を発行し、社会福祉事業及び社協活動への理解と協力を求め、啓発に努める
- (2) ホームページの運営に努める
- (3) 地域福祉ニーズの把握に努める

9 関係機関、団体等の連絡調整

- (1) 行政等との連絡調整を図り、事業の推進に努める
- (2) 埼玉県社会福祉協議会との連絡調整を図る
- (3) 自治会連合会や民生委員・児童委員協議会との連絡調整を図り、地域福祉の充実に努める
- (4) ボランティア連絡会及びボランティアグループとの連絡調整を図り、事業の推進に努める